



広島県報

定期
第24号

発行者 広島県
発行所 広島県総務部
総務管理局文書法制室
購読料 月額 2,700円

目次

規則

広島県吏員恩給条例施行細則及び広島県恩給給与細則の一部を改正する規則	(福利室)	二
広島県立文化芸術ホール管理規則	(文化・県民協働室)	三
消防職員等に対する賞じゆつ金の授与に関する条例施行規則の一部を改正する規則	(危機管理室)	四
ふるさと広島の景観の保全と創造に関する条例施行規則の一部を改正する規則	(環境調整室)	四
医療法施行細則の一部を改正する規則	(医務看護室)	四
広島県賃金事情調査規則を廃止する規則	(労働福祉室)	七
(以上県法規記載)		
昭和三十二年広島県告示第百三十七号「(財政事情)の閲覧の請求及びその方法」を廃止する告示	(財政室)	七
平成十六年広島県告示第千三百七十八号「(広島県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の規定により、情報通信の技術を利用する方法により行わせ、又は行うことができる手続等)の一部を改正する告示	(情報政策室)	七
(以上県法規記載)		
平成十八年広島県告示第百三十四号「(平成十八年度地籍調査事業計画)の一部を改正する告示	(地域づくり推進室)	八
公の施設の指定管理者の指定	(文化・県民協働室)	八
広島県立文化芸術ホール設置及び管理条例の規定による広島県立文化芸術ホールの附属設備の利用料金の範囲	(")	八
(県法規記載)		
第十次鳥獣保護事業計画の策定	(自然環境保全室)	一〇
特定鳥獣保護管理計画の策定	(")	一〇

広島県保健医療計画の変更	(医療対策室)	一一
生活保護法の規定による医療機関の指定	(社会援護室)	一一
生活保護法の規定による指定医療機関の事業の廃止	(")	一一
生活保護法の規定による指定医療機関の指定の辞退	(")	一一
普通母樹林の指定の解除	(林業振興室)	一一
森林病虫害等防除法の規定による広島県松くい虫防除実施基準の変更	(森林保全室)	一二
森林病虫害等防除法の規定による高度公益機能森林及び被害拡大防止森林の区域の変更	(")	一四
保安林の指定の解除	(治山室)	一六
指定施設要件変更予定保安林にする旨の通知	(")	一六
道路の区域変更	(道路河川管理室)	一七
道路の供用開始	(")	一八
道路の区域決定	(")	一八
都市計画の変更	(都市企画室)	一九
都市計画事業の事業計画の変更の認可	(都市企画室)	一九
都市計画下水道事業の事業計画の変更の認可	(下水道室)	二〇
平成十六年広島県告示第九百十七号「(広島県港湾施設管理条例の規定による制限区域の設定)の一部を改正する告示	(港湾管理室)	二二
港湾法の規定による臨港地区内における分区の指定	(")	二二
港湾計画の変更	(港湾企画整備室)	二二
公 告		
争議行為の予告	(労働福祉室)	二三
大規模小売店舗立地法の規定による市の意見の概要	(")	二三
(三件)		
土地区画整理事業の終了の認可	(地域産業振興室)	二三
土地区画整理組合の事業計画の変更の認可	(")	二三
第一種市街地再開発事業の施行の認可	(")	二四
土地改良事業の施行の認可	(")	二四
土地改良事業の施行の認可	(福山地域事務所)	二五
土地改良事業の施行の同意	(")	二五
(市町)		
公安委員会告示		
遊技機の型式の検定の告示	(公安委員会公告)	二五
公安委員会公告		
技能検定員・教習指導員審査	(大型二種・普通二種)	二六
平成十九年二月八日付け広島県報(定期)第十号中広島県告示第百二十七号の訂正	(道路河川管理室)	二六

公布された規則のあらまし

広島県吏員恩給条例施行細則及び広島県恩給給与細則の一部を改正する規則(規則第十八号)(福利室)

一 改正の要旨

住民基本台帳法施行条例の改正などに伴い、生存確認などの規定の整備を行った。

二 施行期日

平成十九年四月一日

広島県立文化芸術ホール管理規則(規則第十九号)(文化・県民協働室)

一 制定の要旨

広島県立文化芸術ホールの管理に必要事項を定めた。

二 施行期日

平成十九年四月一日

消防職員等に対する賞じゆつ金の授与に関する条例施行規則の一部を改正する規則(規則第二十号)(危機管理室)

一 改正の要旨

非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部改正に伴い、必要な規定の整理を行った。

二 施行期日

平成十九年三月二十九日から施行し、改正後の消防職員等に対する賞じゆつ金の授与に関する条例施行規則の規定は、平成十八年四月一日から適用する。

ふるさと広島県の景観の保全と創造に関する条例施行規則の一部を改正する規則(規則第二十一号)(環境調整室)

一 改正の要旨

独立行政法人住宅金融支援機構法が制定され、住宅金融公庫が、独立行政法人住宅金融支援機構へ移行することに伴い、必要な改正を行った。

二 施行期日

平成十九年四月一日

医療法施行細則の一部を改正する規則(規則第二十二号)(医務看護室)

一 改正の要旨

医療法の一部改正に伴い、診療所の病床設置の届出の様式を定めるなど必要な改正を行った。

二 施行期日

平成十九年三月二十九日

広島県賃金事情調査規則を廃止する規則(規則第二十三号)(労働福祉室)

一 廃止の要旨

平成十九年度以降、広島県賃金事情調査を実施しないこととしたため、広島県賃金事情調査規則を廃止した。

二 施行期日

平成十九年四月一日

規則

広島県吏員恩給条例施行細則及び広島県恩給給与細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十九年三月二十九日

広島県知事 藤田雄山

広島県規則第十八号

広島県吏員恩給条例施行細則及び広島県恩給給与細則の一部を改正する規則

(広島県吏員恩給条例施行細則の一部改正)

第一条 広島県吏員恩給条例施行細則(昭和八年広島県告示第九百七十六号)の一部を次のように改正する。

第七条第一項中「昭和ノ奇数年ノ」を削り、同項第一号を削り、同項第二号を同項第一号とし、同項第三号を同項第二号とし、同項第四号中「第一号ニ掲グル書類ノ外加給ノ原因タル者ノ戸籍謄本及其ノ」を「加給ノ原因タル」に改め、同号を同項第三号とし、同条第二項を次のように改める。

前項各号ニ掲グルモノノ外知事力必要ト認ムルトキハ受給者ニ対シ知事力命ズル受給者ノ身分関係ノ変動其ノ他恩給受給権ヲ消滅セラルベキ原因タル事実等ノ有無ヲ証スル書類ヲ知事ニ提出スベシ

(広島県恩給給与細則の一部改正)

第二条 広島県恩給給与細則(昭和二十五年広島県規則第二百二号)の一部を次のように改正する。

第十条の次に次の一条を加える。

(生存の確認)

第十条の二 知事は、支払期月の前月において、年金たる恩給の受給者又はその恩給に支給若しくは加算されている額の対象者に係る住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十号)(第三十条の五第一項に規定する本人確認情報により当該者の生存の事実を確認することができる)。

2 知事は、前項の規定により生存の事実が確認されなかつた受給者に対しては、前項の支払期月以後に支払うべき恩給の支給を差し止めることができる。

附 則

この規則は、平成十九年四月一日から施行する。

広島県立文化芸術ホール管理規則をここに公布する。

平成十九年三月二十九日

広島県知事 藤 田 雄 山

広島県規則第十九号

広島県立文化芸術ホール管理規則

(趣旨)

第一条 この規則は、広島県立文化芸術ホール(以下「文化芸術ホール」という。)の管理に關し必要な事項を定めるものとする。

(開館時間等の周知)

第二条 指定管理者は、広島県立文化芸術ホール設置及び管理条例(平成十九年広島県条例第三号。以下「条例」という。)第五条第二項又は第六条第二項の規定により、文化芸術ホールの開館時間を変更し、又は文化芸術ホールの全部若しくは一部を休館し、若しくは開館する場合は、あらかじめ、その旨を文化芸術ホールに掲示する等周知のために必要な措置を講じなければならない。

(利用の申込み)

第三条 文化芸術ホールの施設及び附属設備(以下「施設等」という。)を利用しようとする者(以下「申込者」という。)は、申込者の氏名及び住所(団体の場合にあつては、その名称、連絡場所及び利用責任者の氏名)、利用しようとする施設等の名称、利用目的及び利用期間を記載した利用申込書を指定管理者に提出し、その許可を受けなければならない。

2 前項の規定による利用の申込みは、ホールを利用する場合(ホールの利用に伴い他の施設等を利用する場合を含む)には利用開始日の一年前から二月前までの間に、その他の施設等を利用する場合には利用開始日の六月前から二月前までの間にしなければならない。ただし、特別の理由があると認められる場合は、この限りでない。

(利用許可書の交付等)

第四条 指定管理者は、施設等の利用を許可したときは、利用許可書を申込者に交付するものとする。

2 申込者は、施設等を利用するときは、前項の規定による利用許可書を必ず携帯し、係員の請求があるときは、これを提示しなければならない。

(利用料金の周知)

第五条 指定管理者は、条例第十条第一項の規定により知事の承認を受けて利用料金を定めるときは、文化芸術ホールに掲示する等周知のために必要な措置を講じなければならない。

(利用料金の減免)

第六条 条例第十一条第一号に規定する社会福祉事業を推進する団体は、次の各号のいずれかに該当する団体で、六月以上の活動実績があるものとする。

- 一 社会福祉法人
- 二 社会福祉施設を経営する財団法人
- 三 その他知事が別に定める団体

2 条例第十一条第三号の規則で定める者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- 一 身体障害者手帳の交付を受けている者
- 二 戦傷病者手帳の交付を受けている者
- 三 療育手帳の交付を受けている者
- 四 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者
- 五 その他知事が別に定める者

3 条例第十一条第一号又は第二号の規定に該当する場合の利用料金は当該額の五分の一を乗じて得た額を減じた額とし、同条第三号の規定に該当する場合の利用料金は当該額の二分の一を乗じて得た額を減じた額とする。

4 前項の規定にかかわらず、リハーサル又は準備の目的でホールを使用するときの利用料金は、当該額の五分の二を乗じて得た額を減じた額とする。ただし、条例第十一条第一号、第二号又は第三号の規定に該当する場合にあつては、当該額の二分の一を乗じて得た額を減じた額とする。

5 前二項の規定により算定した減額後の利用料金の額に十円未満の端数を生じたときは、その端数は切り捨てるものとする。

(利用料金の減免申請)

第七条 条例第十一条の規定により利用料金の減免を受けようとする者は、第三条第一項の利用申込書を提出する際に減免申請者の氏名及び住所（団体の場合にあつては、その名称、連絡場所及び利用責任者の氏名）、利用料金の減免を受けようとする施設等の名称、利用目的及び利用期間並びに減免申請の理由を記載した利用料金減免申請書を指定管理者に提出しなければならない。

2 条例第十一条第三号の規定により、利用料金の減免を受けようとする者は、該当することを証する書類を指定管理者に提出しなければならない。

（利用料金の返還）

第八条 条例第十条第三項ただし書の規定により、指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、それぞれ当該各号に定める利用料金の額を返還する。

一 利用許可を受けた者の責めに帰することができない理由により利用することができない場合 当該利用料金の全額

二 利用日の二月前までに利用の取消しを申し出た場合 当該利用料金の四分の一に相当する額

2 前項第二号の規定により算定した利用料金の返還額に十円未満の端数を生じたときは、その端数は切り捨てるものとする。

3 第一項の規定により利用料金の返還を受けようとする者は、利用許可を受けた施設等の名称、許可年月日、許可番号、既納利用料金、利用期間、取消理由及び返還金の振込先を記載した利用料金返還申請書に第四条第一項の利用許可書を添えて、指定管理者に提出しなければならない。

（委任規定）

第九条 この規則に定めるもののほか、文化芸術ホールの管理に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成十九年四月一日から施行する。

消防職員等に対する賞じゆつ金の授与に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十九年三月二十九日

広島県規則第二十号
広島県知事 藤 田 雄 山

消防職員等に対する賞じゆつ金の授与に関する条例施行規則の一部を改正する規則

消防職員等に対する賞じゆつ金の授与に関する条例施行規則（昭和四十二年広島県規則第

六十五号）の一部を次のように改正する。

別表備考一を次のように改める。

一 この表の障害等級は、非常勤消防団員等に係る損害補償の支給等に関する省令（平成十八年総務省令第百十号）別表第二に掲げる障害等級によるものとし、等級の決定については、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令（昭和三十一年政令第三百三十五号）第六条第五項から第八項まで（第六項第一号を除く。）の規定の例による。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の消防職員等に対する賞じゆつ金の授与に関する条例施行規則の規定は、平成十八年四月一日から適用する。

ふるさと広島の景観の保全と創造に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十九年三月二十九日

広島県規則第二十一号
広島県知事 藤 田 雄 山

ふるさと広島の景観の保全と創造に関する条例施行規則の一部を改正する規則
ふるさと広島の景観の保全と創造に関する条例施行規則（平成三年広島県規則第六十一号）の一部を次のように改正する。

別表第二住宅金融公庫の項を次のように改める。

独立行政法人住宅金融支援機構	独立行政法人住宅金融支援機構法（平成十七年法律第八十二号）
----------------	-------------------------------

附 則

この規則は、平成十九年四月一日から施行する。

医療法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十九年三月二十九日

広島県規則第二十二号
広島県知事 藤 田 雄 山

医療法施行細則の一部を改正する規則

医療法施行細則（昭和三十二年広島県規則第百十四号）の一部を次のように改正する。

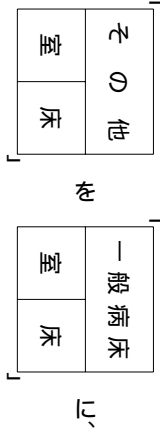
第二条第六号中「療養病床に係る」を削る。

第四条第一項第一号の二中「療養病床」を「病床」に改め、同条第二項第一号の二中「療

養病床設置許可事項」を「病床設置許可事項」に改め、同号の次に次の一号を加える。

イロ川 今銀三茶のイロ川銀三の診療所の病床設置の届出
 民営養病床十一号ロ川
 銀田茶銀一頁銀二号ロ川「療養病床設置許可申請書」を「病床設置届出書」として、同
 届出次の一号を加える。

三十一 徳令銀銀五十一茶及び徳令銀銀五十二茶の銀三による病院の精神科又は療
 養病床の編成の届出
 民営養病床三十二号ロ
 民営養病床十一号ロ川「診療所療養病床設置許可申請書」を「診療所病床設置許可申請書」



「(2) 許可後に勤務すべき医師、看護師及び准看護師並びに看護補助者の名簿（常勤・非常勤の別並びに非常勤の者については勤務日及び勤務時間を示したものの）」

「(3) 療養病床設置に係る診療所開設許可申請書若しくは診療所開設届又は診療所開設許可事項変更許可申請書若しくは診療所開設届出事項変更届の写し」

「(2) 療養病床の設置の許可を受けようとする場合は、許可後に勤務すべき医師、看護師及び准看護師並びに看護補助者の名簿（常勤・非常勤の別並びに非常勤の者については勤務日及び勤務時間を示したものの）」

「(3) 病床設置に係る診療所開設許可申請書若しくは診療所開設届又は診療所開設許可事項変更許可申請書若しくは診療所開設届出事項変更届の写し」

回覧表の州印

「2 10の表の「病室用途」の欄には、療養、その他の別を記入すること。」

「2 10の表の「病室用途」の欄には、療養、一般の別を記入すること。」

3 一般病床の設置の許可のみを受けようとする場合は、4から8までについて記載を省略することができる。

民営養病床十一号ロ川「診療所療養病床設置許可事項変更許可申請書」を「診療所病床設置許可事項変更許可申請書」として、「診療所療養病床設置許可事項」を「診療所療養病床設置許可事項」として、回覧表の州印及び民営養病床設置許可事項を記入する。

様式第11号の3

診療所病床設置届

平成 年 月 日

広島県知事様

開設者 住所 氏名

(印)

次のとおり診療所に病床を設置したので、届け出ます。

1 診療所の名称

2 開設の場所

3 病床数

療 養 病 床	一 般 病 床	計
室	室	室
床	床	床

4 病室の構造概要

棟	階	病 室 番 号	病 室 用 途	一室の入院定員	一室の床面積	一室の採光面積	一室の開放できる面積	天井の高さ	一人当たりの床面積	床下の防湿換気の方法
別	別	別	別	人	m ²	m ²	m ²	m	m ²	

5 添付書類

建築物の平面図（各室の用途並びに病床数及び病床種別を示したものの）

注 1 不用の文字は、消すこと。

2 4の表の「病室用途」欄には、療養、一般の別を記入すること。

3 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

「診療所療養病床設置許可事項変更届」や「診療所病床設置許可事項変更届」及び「診療所療養病床設置許可事項を」や「診療所病床設置許可事項を」及び「別記様式第三十八号の次に次の様式を加える。」

様式第39号

病床転換届

平成 年 月 日

広島県知事様

開設者 住所
氏名

印

次のとおり病床を転換しますので、届け出ます。

病 院 の 名 称	
病 院 の 所 在 地	
転 換 予 定 年 月 日	
転換により設置を予定する施設の種別 (該当するものを()で囲むこと。)	介護老人保健施設 軽費老人ホーム 有料老人ホーム その他 ()

病床数

病床種別	精 神	感 染 症	結 核	療 養	一 般	計
病 床 許 可 数	床	床	床	床	床	床
うち、転換の対象とする病床数	床			床		床

病室の構造概要

種別	階別	病室番号	病室用途	一室の入院定員	一室の床面積	一室の採光面積	開放できる面積 （一室の直接外気に）	天井の高さ	一人当たりの床面積	方法 床下の防湿換気の
				人	m ²	m ²	m ²	m	m ²	

注 1 不用の文字は、消すこと。
 2 建物全体の平面図を添付し、転換を予定する病床に係る病室を赤線で囲むことと（病院の全病床を転換する場合は、平面図の添付のみとする。）。

附則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。
 （経過措置）

2 この規則の施行の際現に改正前の医療法施行細則の様式で行っている申請その他の手続は、改正後の医療法施行細則の様式で行われた申請その他の手続とみなす。

3 広島県地方機関の長に対する事務委任規則の一部改正
 （広島県地方機関の長に対する事務委任規則の一部改正）

部を次のように改正する。
 第九号第一号(五)中「療養病床の」を「病床の」に改め、「療養病床に係る」を削り、同条第二号(二)中「療養病床」を「病床」に改める。

広島県貸金事情調査規則を廃止する規則をここに公布する。
 平成十九年三月二十九日

広島県規則第二十三号

広島県貸金事情調査規則を廃止する規則

広島県貸金事情調査規則（昭和五十一年広島県規則第三十八号）は、廃止する。

広島県知事 藤 田 雄 山

附則
 この規則は、平成十九年四月一日から施行する。

告 示

広島県告示第三百二十九号
 昭和二十三年広島県告示第百三十七号（「財政事情」の閲覧の請求及びその方法）は、平成十九年四月一日から廃止する。
 平成十九年三月二十九日

広島県知事 藤 田 雄 山

広島県告示第三百四十号
 平成十六年広島県告示第千三百七十八号（広島県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の規定により、情報通信の技術を利用する方法により行わせ、又は行うことができる手続等）の一部を次のように改正し、平成十九年四月一日から施行する。
 平成十九年三月二十九日

表中
 広島県知事 藤 田 雄 山

「広島県貸金事情調査規則（昭和五十一年広島県規則第三十八号）第七号第一項を

削り、
 「広島県特定非営利活動促進法施行細則（平成十年広島県規則第七十九号）第五号第一項、第七号、第九号第一項、第十一号、第十二号第一項及び第十三号、第十四号第一項並びに第十七条

改める。
 「広島県特定非営利活動促進法施行細則（平成十年広島県規則第七十九号）第七号、第十二号第一項及び第十三号並びに第十四号第一項

広島県告示第三百四十一号

平成十八年広島県告示第五百三十四号 (平成十八年度地籍調査事業計画) の一部を次のように改正する。

平成十九年三月二十九日

広島県知事 藤 田 雄 山

一の表中三次市の項調査区域の欄を次のように改める。

東酒屋町の一部 甲奴町西野の一部 甲奴町梶田の一部、
 君田町東入君の一部 布野町上布野の一部 作木町光守の
 一部 作木町西野の一部 吉舎町雲通の一部 三和町羽出
 庭の一部

二の表中三次市の項数値情報化を行う区域の欄を次のように改める。

向江田町の一部

広島県告示第三百四十二号

広島県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例 (平成十六年広島県条例第二十八号) 第三条の規定によって、広島県立文化芸術ホールの管理を行う指定管理者を次のとおり指定した。

平成十九年三月二十九日

広島県知事 藤 田 雄 山

指 定 受 け 手	指 定 年 月 日	管 理 の 期 間
名称及び氏名 財団法人郵便貯金振興会 理事長 松井 浩	平成一九年三月二九日	平成一九年四月一日、 平成二〇年三月三十一日
主たる事務所在地	東京都港区芝大門一丁目一番地三号	

広島県告示第三百四十三号

広島県立文化芸術ホール設置及び管理条例 (平成十九年広島県条例第三号) 別表の規定により、広島県立文化芸術ホールの附属設備の利用料金の範囲を次のように定め、平成十九年四月一日から施行する。

平成十九年三月二十九日

広島県知事 藤 田 雄 山

区分	単 位	利用料金の範囲
ピアノ (スタインウェイ フルコンサート)	一台につき	一、七六〇から 二、一、八四〇まで
ピアノ (国産 フルコンサート)	一台につき	一、三、三五〇から 一、七、六五〇まで
ピアノ (スタインウェイ アップライト)	一台につき	五、二、九四〇から 五、四、六〇〇まで
オーケストラピット	一式につき	一、〇、八八〇から 一、〇、九二〇まで
迫り	一式につき	四、二、二一〇から 四、一、〇〇〇まで
反響板	一式につき	一、三、七、三五〇から 一、三、六、五〇〇まで
楽壇 (三段)	一式につき	一、六、七、三〇〇から 一、一、七、〇〇〇まで
楽壇 (二段)	一式につき	八、四、八三〇から 八、九、七〇〇まで
楽壇 (一段)	一式につき	五、二、九四〇から 五、四、六〇〇まで
演壇	一台につき	四、二、二一〇から 四、一、〇〇〇まで
司会台	一台につき	二、一、二六〇から 二、一、三四〇まで
所作台	一式につき	一、六、八二〇から 一、六、三八〇まで
指揮台 (譜面台付き)	一台につき	一、九、五〇〇から 一、七、六〇〇まで
譜面台	一台につき	一、一、五〇〇から 一、二、七〇〇まで
平台	一枚につき	二、九〇〇から 五、五〇〇まで
金屏風	一双につき	五、二、九四〇から 五、四、六〇〇まで
太鼓	一台につき	二、一、四七〇から 二、一、七三〇まで
地絃	一枚につき	四、二、八五〇から 四、一、一〇〇まで

補助スピーカー (フルレンジ)	一枚につき	二、一、 三、四〇から 三、四〇まで
場内拡声装置	一式につき	九、五、 四、九〇から 四、九〇まで
テーブルクロス	一枚につき	三、五、 六、五〇から 三、五〇まで
ステージマット (三階)	一式につき	二、一、 七、三〇から 四、七〇まで
ポータブルステージ	一枚につき	一、 五、六〇から 〇、四〇まで
スモークマシン (オイルを含む。)	一台につき	九、五、 四、九〇から 四、九〇まで
ステージマット (舞台用)	一式につき	九、五、 四、九〇から 四、九〇まで
スクリーン (布)	一枚につき	三、二、 九、〇〇から 九、〇〇まで
能舞台	一式につき	二、四、 七、〇〇から 三、〇〇まで
白板・スクリーン	一枚につき	一、 七、〇〇から 三、〇〇まで
折り畳み机	一台につき	一、四、 二、六〇から 二、六〇まで
折り畳み椅子	八〇脚以上につき	八、四、 一、九〇から 一、九〇まで
折り畳み椅子	五〇脚から七九脚までにつき	五、二、 四、九〇から 四、六〇まで
折り畳み椅子	一脚につき	一、 七、〇〇から 三、〇〇まで
椅子 (高椅子)	一脚につき	二、一、 三、九〇から 三、九〇まで
松羽目	一式につき	四、二、 六、八〇から 六、八〇まで
紗幕 ^{じま}	一枚につき	五、二、 四、九〇から 四、六〇まで
上敷	一枚につき	三、五、 六、五〇から 六、五〇まで
毛せん	一枚につき	一、 七、四〇から 三、七〇まで

補助スピーカー (ツウエイ)	一台につき	三、一、 三、八二〇から 三、八二〇まで
ミキシングアンプ (八・一六チャンネル)	一台につき	四、二、 一、〇〇から 一、〇〇まで
ミキシングアンプ (二四チャンネル)	一台につき	一、 九、八八〇から 九、二〇〇まで
マイクロフォン (ダイナミック)	一本につき	一、 七、六〇から 七、六〇まで
マイクロフォン (コンデンサー)	一本につき	二、一、 七、三〇から 七、三〇まで
マイクロフォン (ステレオ用)	一本につき	五、二、 四、六〇から 四、六〇まで
マイクロフォン (ワイヤレス)	一本につき	四、二、 一、〇〇から 一、〇〇まで
マイクロフォンエレベーター装置 (三点吊 ^{ぶり} を含む。)	一式につき	一、 七、四〇から 三、七〇まで
マイクロフォンスタンド	一台につき	二、一、 三、九〇から 三、九〇まで
カセットテープレコーダー	一台につき	二、一、 四、七〇から 七、三〇まで
CDプレーヤー	一台につき	二、一、 四、七〇から 七、三〇まで
デジタルテープレコーダー	一台につき	四、二、 一、〇〇から 一、〇〇まで
効果用アンプ	一台につき	二、一、 四、七〇から 七、三〇まで
MDプレーヤー	一台につき	四、二、 一、〇〇から 一、〇〇まで
オープンデッキ	一台につき	五、二、 九、四〇から 四、六〇まで
ビデオデッキ	一台につき	二、一、 四、七〇から 七、三〇まで
ビデオセット	一式につき	四、二、 一、〇〇から 一、〇〇まで
電源設備 (特別電源三〇〇kVA)	一キロワットまでごとにつき	二、一、 三、九〇から 三、九〇まで
映写機 (二六ミリ)	一台につき	一、 三、七、 六、五〇から 六、五〇まで

映写機 (三三ミリ)	一台につき	一、七六〇から 二、八四〇まで
照明 (作業灯)	一式につき	一、三三、三五〇から 二、六五〇まで
照明 (反響板)	一式につき	一、八、二〇〇から 二、八〇〇まで
照明 (一〇〇キロワットまで)	一式につき	一、一六、一七〇から 二、〇三〇まで
照明 (一五〇キロワットまで)	一式につき	一、四〇、九五〇から 二、〇五〇まで
照明 (二〇〇キロワットまで)	一式につき	一、五、九三〇から 二、八七〇まで
セット外照明器具	一キロワットまでごとにつき	一、二四〇から 二、四四〇まで
クセノンピンスポット (三キロワット用)	一台につき	一、三六、八〇から 二、八三〇まで
エフェクトマシン類	一台につき	一、二、四七〇から 二、七三〇まで
スライドプロジェクター	一台につき	一、五、九四〇から 二、四六〇まで
オーバーヘッドプロジェクター	一台につき	一、四、八一〇から 二、五九〇まで
譜面灯	一台につき	一、一五〇から 二、二七〇まで
レーザーマーカー	一本につき	一、三、八二〇から 二、三八〇まで
スタジオ照明器具 (四階)	一式につき	一、四、四一〇から 二、一九〇まで
P A R ライト	一台につき	一、二、二〇〇から 二、四二〇まで
応接室 (楽屋)	一室につき	一、〇、〇九〇から 二、〇二〇まで
応接室 (ロビー)	一室につき	一、二、四七〇から 二、七三〇まで
楽屋 (大)	一室につき	一、四、四七〇から 二、七三〇まで
楽屋 (小・和)	一室につき	一、八、八〇〇から 二、六四〇まで

映写室	一室につき	四、二、二一〇から 一、〇〇〇まで
浴室	一室につき	二、一、〇二〇から 〇、八〇〇まで
中継室	一室につき	二、一、四七〇から 二、七三〇まで
持込器具	一キロワットまでごとにつき	二、二一〇から 三、九〇〇まで
カメラ持込料	一回につき	二、一、四七〇から 二、七三〇まで
ビデオカメラ持込料	一回につき	四、二、二一〇から 一、〇〇〇まで

備考

- 1 ホール利用に伴って利用する場合の利用料金(「持込器具」、「カメラ持込料」及び「ビデオカメラ持込料」を除く)は、午前(九時から一二時まで)、午後(一三時から一六時まで)及び夜間(一七時から二二時まで)のそれぞれの区分ごとに徴収する。
- 2 この表の「電源設備(特別電源三〇〇kVA)」の利用料金とは、当該設備から電力の供給を受けて設備等を使用する場合の利用料金をいい、使用する設備等の定格消費電力の合計により算定するものとする。
- 3 この表の「セット外照明器具」の利用料金は、使用する照明器具の定格消費電力の合計により算定するものとする。
- 4 この表の「持込器具」の利用料金は、持ち込む器具の定格消費電力の合計により算定するものとする。

広島県告示第三百四十四号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成十四年法律第八十八号) 第四条第一項の規定により、第十次鳥獣保護事業計画を策定した。

なお、この計画書は、広島県環境部環境対策局自然環境保全室及び各広島県地域事務所農林局(庄原支局を含む)に備え置いて縦覧に供する。

平成十九年三月二十九日

広島県知事 藤田 雄山

広島県告示第三百四十五号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成十四年法律第八十八号) 第七条第一項の規定により、特定鳥獣(ニホンジカ)保護管理計画、特定鳥獣(イノシシ)保護管理計画、特定鳥獣(ツキノワグマ)保護管理計画を策定した。

なお、この計画書は、広島県環境部環境対策局自然環境保全室及び各広島県地域事務所農林局(庄原支局を含む)に備え置いて縦覧に供する。

平成十九年三月二十九日

広島県知事 藤 田 雄 山

広島県告示第三百四十六号
 医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第三十条の三第十項の規定によって、広島県保健医療計画を変更し、平成十九年三月二十九日から実施する。
 なお、計画書は、広島県福祉保健部保健医療局医療対策室に備え置いて縦覧に供する。
 平成十九年三月二十九日
 広島県知事 藤 田 雄 山

広島県告示第三百四十七号
 生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条の規定によって、同法による医療扶助のための医療を担当する機関として、次のものを指定した。
 平成十九年三月二十九日
 広島県知事 藤 田 雄 山

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
木阪クリニク	東広島市西条本町二二二	平成一九年三月一日
児玉クリニク	安芸郡熊野町萩原四〇八一番地	平成一九年二月四日
天神川なかむら内科	安芸郡府中町大須一丁目一七二二二	平成一九年二月二日
西原歯科医院	呉市阿賀中央六丁目八二三	平成一九年三月一日
岩災前のぞみ薬局	呉市広多賀谷一丁目二二六 エステイ・ジューン一階	平成一九年三月一日
栄町薬局	呉市東中央一丁目六二五	平成一九年三月一日
栄町薬局本通店	呉市本通四丁目二二二	平成一九年三月一日
なのはな薬局	三原市沼田東町片島三四番六	平成一九年三月一日
康仁薬局 府中店	安芸郡府中町本町五五一	平成一九年二月二〇日
あんず薬局	安芸郡府中町鶴江一一五二〇	平成一九年三月一日

広島県告示第三百四十八号
 生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十五条において準用する同法第四十九条の規定によって、同法による医療扶助のための施設を担当する者として、次のものを指定した。
 平成十九年三月二十九日

広島県知事 藤 田 雄 山

氏 名	住 所	施 術 所		業務の種類	指 定 年 月 日
		名 称	所 在 地		
森 宴	三次市十日市中四二二一	森鍼灸院	三次市十日市中四二二一	ツあん摩マッサージ	平成一九年二月四日
小島 友美	廿日市市串戸二丁目二〇一			ツあん摩マッサージ	平成一九年二月四日
河野 国晴	尾道市美ノ郷町三三五一	治療院 休さん	尾道市美ノ郷町三三五一	鍼灸	平成一九年二月一日
河野 国晴	尾道市美ノ郷町三三五一	治療院 休さん	尾道市美ノ郷町三三五一	ツあん摩マッサージ	平成一九年二月一日

広島県告示第三百四十九号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十条の二の規定によって、次の指定医療機関から診療所等を廃止した旨の届出があった。
 平成十九年三月二十九日
 広島県知事 藤 田 雄 山

名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
木村医院	東広島市高屋町中島四四二九	平成一八年二月三日
木阪クリニク	東広島市西条本町一三三三	平成一九年二月八日
西原歯科医院	呉市阿賀中央六八二三	平成一九年二月八日
やよい歯科医院	呉市東中央二丁目一六六森岡ビル二F	平成一八年二月二五日
栄町薬品株式会社	呉市東中央一丁目六一五	平成一九年二月二八日
栄町薬品株式会社 栄町薬局本通店	呉市本通四丁目二二二	平成一九年二月二八日
ほへみ薬局	呉市伏原一丁目三二〇	平成一九年一月二三日
康仁薬局府中店	安芸郡府中町本町五九三	平成一九年二月二日

広島県告示第三百五十号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十一条第一項の規定によって、次の指

一定医療機関から指定を辞退する旨の届出があった。
平成十九年三月二十九日

広島県知事 藤 田 雄 山

名	称	所	在	地	辞	退	年	月	日
向井	歯科医院	東広島市	西条朝日町	六番四七号	平成一九年	三月	一九日		
よしお	か歯科クリニック	東広島市	黒瀬町	榎原八九四二	平成一九年	四月	一〇日		

〔広島県告示第三百五十一号〕

林業種苗法（昭和四十五年法律第八十九号）第九条第一項及び第二項の規定によって、次の育種母樹林の指定を解除する。
平成十九年三月二十九日

広島県知事 藤 田 雄 山

指 定 番 号	指 定 採 取 源 の 種 別	樹 種	所 在 場 所			本 (本) 数	面 (面)積 (ヘクタール)	所 有 者 氏 名	所 有 者 住 所	指 定 年 月 日				
			市 郡	町	大 字						字	地 番		
一 育 六 一	育種母樹林	ヒノキ	庄原市	西城町	小島原	天樋	五番一号	五 三 六 八	五 八	七・七五	〇・一七	広島県	〔広島市中区基町一〇番五二号〕	昭和六一年九月二日

〔広島県告示第三百五十二号〕

森林病虫害等防除法（昭和二十五年法律第五十三号）第七条の三第一項の規定によって、次のとおり広島県松くい虫防除実施基準を変更した。
平成十九年三月二十九日

広島県知事 藤 田 雄 山

一 広島県松くい虫防除実施基準
防除実施基準に定める特別防除を行うことのできる森林に関する基準に適合する森林の区域

〔広島県において、松くい虫の駆除及びまん延の防止のため、森林病虫害等防除法第七条の二第一項の規定に基づく防除実施基準（平成九年四月七日付け九林野造第百二号）に定める特別防除を行うことのできる森林に関する基準に適合する森林の区域を次のとおり定める。〕

所 在 地	面 積 (ha)	区 域 (林班)	山 県 郡		面 積 (ha)
			郡 市 名	町 名	
神石郡	三七八	〔旧三和町〕五、二二丁、一四、一九、二五、二〇、一一、二二、二一、二二、二八、一三〇、一三三、一四二、一六、一六三、一六九、一七〇	山 県 郡	安 芸 太 田 町	二七二
〔旧加計町〕一、二、四、七、九、一〇、一一、一三、一四、一五、一六、一七、一八、一九、二〇、二一、二二、二三、二四、二五、二六、二七、二八、二九、三〇、三一、三二、三三、三四、三五、三六、三七、三八、三九、四〇、四一、四二、四三、四四、四五、四六、四七、四八、四九、五〇	五〇	〔旧筒賀村〕一、二、三、四、五、六、七、八、九、一〇、一一、一二、一三、一四、一五、一六、一七、一八、一九、二〇、二一、二二、二三、二四、二五、二六、二七、二八、二九、三〇、三一、三二、三三、三四、三五、三六、三七、三八、三九、四〇、四一、四二、四三、四四、四五、四六、四七、四八、四九、五〇	山 県 郡	安 芸 太 田 町	五〇九
〔旧戸内町〕一、二、三、四、五、六、七、八、九、一〇、一一、一二、一三、一四、一五、一六、一七、一八、一九、二〇、二一、二二、二三、二四、二五、二六、二七、二八、二九、三〇、三一、三二、三三、三四、三五、三六、三七、三八、三九、四〇、四一、四二、四三、四四、四五、四六、四七、四八、四九、五〇	一、二〇八	〔旧戸内町〕一、二、三、四、五、六、七、八、九、一〇、一一、一二、一三、一四、一五、一六、一七、一八、一九、二〇、二一、二二、二三、二四、二五、二六、二七、二八、二九、三〇、三一、三二、三三、三四、三五、三六、三七、三八、三九、四〇、四一、四二、四三、四四、四五、四六、四七、四八、四九、五〇	山 県 郡	安 芸 太 田 町	二六七、二七二
県 計			山 県 郡	安 芸 太 田 町	一、二〇八

二 特別防除を行う森林の周囲の自然環境及び生活環境の保全に関する事項

特別防除の実施に当たっては、特に次に掲げる事項に十分に注意し、特別防除を行う森林の周囲の自然環境及び生活環境の保全に努めるものとする。

また、地域住民等関係者の意見を尊重するとともに、特別防除の実施の必要性及び安全性、使用薬剤及び散布方法、実施時の注意事項等について地域住民等関係者への周知徹底を図り、その理解と協力を得るよう努めるものとする。

1 国内希少野生動物植物種(絶滅のおそれのある野生動物植物の種の保存に関する法律「平成四年法律第七十五号」第四条第三項に規定する国内希少野生動物植物種をいう。)、天然記念物(文化財保護法「昭和二十五年法律第二百四十四号」第百九条第一項の規定によって指定された天然記念物をいう。)、等の貴重な野生動物植物の生息、分布状況等について十分に実態を把握し、これらの貴重な野生動物植物に悪影響を及ぼさないよう当該生息地から十分な間隔を保持する等適切な対策を行うこととする。

2 病院、学校、家屋、水源等に薬剤が飛散・流入しないよう風向、風速等に十分に注意し、これらの施設等から十分な間隔の保持、適切な散布方法の選択、給水施設の被覆、自動車の移動・被覆等についての周辺住民等への周知徹底等の対策を行うこととする。

特に、山間部の農村地帯では、わき水を利用した小規模な簡易水道が多く、薬剤の流入のおそれも考えられることから、地元自治会などの協力を得ながら水源の位置や利用状況の把握に努め、必要に応じて、被覆等の対策を行うこととする。

3 道路その他の交通施設又は公園、レクリエーション施設、その他利用者が集合する場所に近接する森林において特別防除を実施する場合には、実施時間等を考慮の上、定時に発着する交通機関の通過時中の特別防除の中止、道路等の交通規制、つ回等通学誘導、入場規制等の必要な対策を行うこととする。

特に、特別防除が実施される春には山菜採り、緊急防除が実施される秋にはきのこ狩り等のために多くの入山者が見込まれることから、防除実施場所に通じる林道の入口に入山禁止の標識を設置するなど、広報によって事前にその旨を住民等へ周知することとする。

三 特別防除によつて農業、漁業その他の事業に被害を及ぼさないようにするために必要な対策に関する事項

特別防除の実施に当たっては、特別防除によつて農業、漁業その他の事業に被害を及ぼさないようにするため、必要な対策を講ずるものとする。

この場合、特に蚕児、農作物、養蜂群、水産動物の増養殖場、漁場、保護水面等については、地域の実情に応じて、関係団体等とも十分協議し、その意見を尊重した上、風向、風速等に注意して、対象物等からの十分な間隔の保持、蜜蜂の巣箱の移動、水産種苗の放流時期との調整等の十分な被害防止対策等を実施するとともに、特別防除の実施の必要性及び安全性、使用薬剤及びその散布方法、実施時の注意事項等について地域住民等関係者への周知徹底を図り、その理解と協力を得るよう努めるものとする。

1 養蚕関係

桑葉に付着した直後の農薬は、微量であっても蚕児に対して極めて有害であり、散布した農薬が気象条件の関係で、付近の桑園に飛散付着したことを知らずにその桑を給与して事故を招くケースが過去に多く発生したことから、県北地方のように周囲に桑園が

点在している山間部の散布に当たっては、薬剤が飛散しないよう十分な距離をとるとともに蚕室を被覆し、薬剤の飛散・流入を防ぐこととする。

また、被害を防止するため、桑園に薬剤の飛散の有無を確認できるよう落下調査紙を設置し、桑葉への薬剤の飛散による付着のおそれがあると認められた場合には、少数の蚕児に試食を行わせて、安全を確認するとともに、その結果に異常が認められるときは、当該桑園の桑葉の給与は行わず、安全な自家桑葉又は買桑葉によって不十分を補うようにする等の対策を行うこととする。

2 養蜂関係

養蜂の計画は、蜜蜂の放飼が行われる一か月前までに広島県農林水産部農水産振興局畜産振興室あてに定置場所の申請があることから、薬剤の散布による養蜂群への被害を防止するため、同室と十分に協議することとする。

また、薬剤散布と直接の蜜源となるトチノキの開花の時期が重なることから、薬剤散布に当たっては、事前に養蜂業者に連絡して被害の未然防止に努めることとし、散布期日の変更も考慮し、養蜂業者との連絡方法を確認する等の対策を講ずることとする。

3 農作物関係

農作物の栽培地が散布区域周辺に存する場合には、十分に距離をとるとともに、散布地の地理、気象条件、散布方法、農作物の種類と収穫時期などにより影響も異なることから、現地において事前に十分に協議することとする。

4 畜産関係

畜舎及び鶏舎に薬剤が飛散しないよう距離をとるとともに、航空機の騒音による被害が発生しないよう指導することとする。

特に、鶏はヘリコプターの飛行音に敏感なため、養鶏場周辺での低空飛行及び旋回を避けるよう作業開始前に操縦士と十分に打合せを行うこととし、散布直後は、河川等の水を飲ませないよう指導することとする。

5 漁業関係

水産動物の増養殖場等が散布区域の周辺に存する場合には、水産動物又はその養殖施設等の一時移動又は被覆、水産種苗の放流時期との調整等被害防止に万全を期することとする。

四 その他森林病虫害等の薬剤による防除に関する事項

1 特別防除の実施に当たっては、使用薬剤の農薬登録における使用方法及び使用上の注意事項、農薬取締法(昭和二十三年法律第八十二号)第十二条第一項の基準等を遵守し、立地条件、気象条件等を十分に勘案の上、安全かつ適正な実施に努めるものとする。

(一) 散布を開始する前には、散布を行う区域、散布除外区域及び航空機の飛行の障害物を示す標識を設置するとともに、その位置を明示した地図を作成するなど、その状況

を十分に確認することとする。

(二) 散布は、散布除外区域に散布することがないよう、風向、風速等に十分に注意し、かつ、前記(一)の標識を常に確認しながら行い、強風等の場合は、直ちに散布を中止することとする。

(三) 降雨中、降雨直後及び散布後間もなく降雨が予想されるときは散布薬剤が枝に定着しにくいので、また、霧が発生しているときは標識の確認が困難になるなど散布区域の誤認等による被害発生のおそれがあるので、散布を行わないこととする。

2 特別防除の実施に当たっては、人によつて薬剤による影響が異なることに配慮して、あらかじめ最寄りの保健所、病院等に特別防除の実施日時、使用薬剤の種類等を連絡し、万一に備えた医療緊急体制の整備を依頼するとともに、広島県立林業技術センター、広島県立農業技術センター、広島県立水産海洋技術センター等の試験研究機関、広島県家畜保健衛生所等に連絡し、協力を依頼するものとする。

また、天候等の関係で実施日時を変更する場合及び特別防除の実施が終了した場合にも、関係機関に速やかに連絡するものとする。

3 特別防除の実施により、農業、漁業その他の事業に被害が発生し、又は周囲の自然環境及び生活環境に悪影響が生じた場合には、直ちに当該地区の特別防除を中止し、その原因の究明に努めるとともに、適切な事後処置を講ずるものとする。

4 前記一の特別防除を行うことのできる森林に関する基準に適合する森林以外で、地上からの薬剤による防除が必要なものについては、地上から薬剤による防除を適切に実施するものとする。

5 森林病害虫等の薬剤による防除を最も効果的な時期に実施するため、発生予察の強化に努め、特別防除の効果の確保を図るものとする。

広島県告示第三百五十三号

森林病害虫等防除法（昭和二十五年法律第五十三号）第七条の五第一項の規定によつて指定した高度公益機能森林及び被害拡大防止森林の区域を次のとおり変更した。

平成十九年三月二十九日

広島県知事 藤 田 雄 山

高度公益機能森林及び被害拡大防止森林の区域を次のとおり指定する。

一 高度公益機能森林の区域等

市町名	区域（林班）	面積（ha）	保全目的
広島市	(沼田町) 一三、三〇、三三、三三、四〇、四一	六九二	土砂の流出防備機能
	(可部町) 七、七三、一〇八、一〇九、一一一、一一五、一二七、一二二、一二三、一二五		土砂の流出防備機能 保健・休養及び史跡としての風致機能
廿日市市	(安佐町) 一三六、一三八、一四三	二九八	土砂の流出防備機能
	(佐伯町) 七、三六、一七四、一七七、一八〇		水源のかん養機能 土砂の流出防備・崩壊防止機能
坂町	一、一、一一	七五	土砂の流出防備・崩壊防止 保健・休養機能
	(倉橋町) 四、六、一一、三七、四一、八〇、桂浜		土砂の流出防備・崩壊防止 観光地、景勝地としての風致機能
呉市	(川尻町) 三、五、一六	五一	土砂の流出防備・崩壊防止 機能
	(下浦刈町) 五、六		土砂の流出防備・崩壊防止 観光地、景勝地としての風致機能
安芸太田町	(旧戸内町) 一、二、一一、一一七、一二二、一二三、一二五、一二七、二九、一三二、一三六、一三九、二六七、二六九、二七、二七二	八五八	土砂の流出防備・崩壊防止 機能
	(旧加計町) 一五、一六		風致機能
	(旧加計町) 五、六、二二、三三、三六、三八、四三、五一、五二、五六、六一、六五、六九、七二、八〇		水源のかん養機能 土砂の流出防備機能
	(旧筒賀村) 一、六、二〇、三八、四四、四五、四七、四八、五三、五五、五八、六一、六五、六六		水源のかん養機能 土砂の流出防備・崩壊防止機能

府中市	福山市	世羅町						尾道市			東広島市					
(府中) 四八、五〇、五三、五四、六〇、六三	(神辺町) 三二、三三、三四	(旧世羅西町) 二五	(旧世羅西町) 二、八八、九〇	(旧世羅西町) 三二、三九、四一	(旧世羅町) 三〇、三三、三六、三七	(旧甲山町) 一三八、一四七	(旧甲山町) 一〇、一〇	(向島町) 一(リ、ワ)、二(ホ、リ)	(御調町) 三四、三五	(千光寺) 一三、二四	(安芸津町) 四六、四八	(河内町) 七七、七八、九五、一〇五	(豊栄町) 四〇、四四、四八	(志和町) 五、六、八、一〇	(八本松町) 二、三、八、九、一七、一八	(旧戸内町) 一七、九七、一二六、一四〇、一四四、一四五
二七五	一一七	一、七二三						二〇四			一、七二一					
土砂の流出防備機能	土砂の流出防備機能	水源のかん養機能 保健・休養機能	水源のかん養機能 土砂の流出防備機能	水源のかん養機能 土砂の流出防備機能	水源のかん養機能 土砂の流出防備機能	水源のかん養機能 土砂の流出防備機能	水源のかん養機能 土砂の流出防備機能	土砂の流出防備機能 景勝地としての風致機能 保健・休養機能	土砂の流出防備機能	土砂の流出防備機能 保健・休養機能	水源のかん養機能 土砂の流出防備機能	水源のかん養機能 土砂の流出防備機能	水源のかん養機能 土砂の流出防備機能	水源のかん養機能 土砂の流出防備機能	土砂の流出防備機能 保健・休養機能	水源のかん養機能 土砂の流出防備機能 崩壊防止

東広島市										安芸太田町										呉市										坂町										廿日市市										広島市										市町名										区域(林班)										面積(ha)																																																	
(河内町) 七九、八〇、九二、九四										(豊栄町) 一四、三九、四一、四三、四七、四九、五一、五二、五六										(志和町) 七一、一一、一三										(八本松町) 四、五、一〇、一一										(旧加計町) 七九、一〇六										(川尻町) 六、九、一五										(倉橋町) 一、二、二二、二三、三五、三六、四二、四三、五五										七、一〇、一三										五、六、三七、一七二、一七三、一七八、一七九、一八二、一八四										(沼田町) 一、一一、九八										(可部町) 七四、八〇、八二、一一六、一二四、一二六																													
七、三六七										七、四										一八九										水源のかん養機能										水源のかん養機能										水源のかん養機能										土砂の流出防備機能																																																																					

尾道市	(安芸津町) 四九、五二、五四、七〇、七二、七七、七九、八六 (向島町) 一(イ)チ、二(イ)ニ	三六
世羅町	(旧甲山町) 一六、八〇、九七、一〇五、一一二、一一三、一二八、一三一、一四八 (旧世羅町) 二九、三一、三三、三四、三八 (旧世羅西町) 一、三、四、三〇、四〇、四一、四三、七〇	七六四
府中市	(府中) 四六、四七、五六	三〇
庄原市	五三(チ)ヨ、五四(口)ホ、七五、七六(イ)ニ、ホ、七七(二)、七八、八六、二六八(イ)ハ、ヘ、ト、二七一、二七三、四四一 (西城町) 二、四、一〇〇、二〇一、二〇三、二〇五、二〇七、二一〇、二一一、二二四、二二六	二七三
合計		三、三三八

広島県告示第三百五十四号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十六条の二第二項の規定によって、次のとおり保安林の指定を解除する。

平成十九年三月二十九日

広島県知事 藤 田 雄 山

- 一 解除に係る保安林の所在場所
安芸郡熊野町字定光二二〇八の四から二二〇八の七まで、字堂畝三二二九の六、三二六五の九
- 二 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 三 解除の理由
農道用地とするため

広島県告示第三百五十五号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の三において準用する同法第二十

九条の規定によって、次の保安林を指定施業要件変更予定保安林にする旨の通知を農林水産大臣から受けた。

平成十九年三月二十九日

広島県知事 藤 田 雄 山

- 一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
三次市布野町横谷字赤松山九四の一から九四の六まで、字吸谷乙八九、甲三五五の一、乙三五六の一、乙三五六の二、甲三五七、三五九、三六一、三六六、三七七、三七三の一、三七四、三七七、字灰谷山一六九の一、一六九の二、字蕨野山三四七の二、三四七の三、三四七の六、字室三四八の二、字室暮山三四九、字寺奥山三九二の二、布野町下布野字赤松五六の一
 - 二 保安林として指定された目的
水源のかん養
 - 三 変更後の指定施業要件
 - 1 立木の伐採の方法
 - (一) 主伐に係る伐採種は定めない。
 - (二) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
- (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を広島県農林水産部農林整備局治山室及び三次市役所に備え置いて縦覧に供する。)

広島県告示第三百五十六号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定によって、次の保安林を指定施業要件変更予定保安林にする旨の通知を農林水産大臣から受けた。

平成十九年三月二十九日

広島県知事 藤 田 雄 山

- 一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
三次市君田町茂田字奥山四七、四八、七九、八九、君田町檀田字市井谷一九三の六
- 二 保安林として指定された目的
水源のかん養
- 三 変更後の指定施業要件

- 1 立木の伐採の方法
- (一) 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - (二) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- 2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
- 次のとおりとする。
- 〔次のとおり〕は、省略し、その関係書類を広島県農林水産部農林整備局治山室及び三次市役所に備え置いて縦覧に供する。)

広島県告示第三百五十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定によって、次の保安林を指定施設業要件変更予定保安林にする旨の通知を農林水産大臣から受けた。

平成十九年三月二十九日

広島県知事 藤 田 雄 山

- 一 指定施設業要件の変更に係る保安林の所在場所
 - 三次市君田町檀田字曲谷四九の一、字二分坂五
 - の二、字黒口五一の一、五二の一、五三の一
 - 二 保安林として指定された目的
 - 水源のかん養
 - 三 変更後の指定施設業要件
 - 1 立木の伐採の方法
 - (一) 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - (二) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
- 〔次のとおり〕は、省略し、その関係書類を広島県農林水産部農林整備局治山室及び三次市役所に備え置いて縦覧に供する。)

広島県告示第三百五十八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定によって、道路の区域を次

のとおり変更する。

その関係図面は、広島県土木部土木整備局道路河川管理室及び広島県広島地域事務所建設局廿日市支局において、平成十九年四月十二日までの間、縦覧に供する。

平成十九年三月二十九日

- 一 道路の種類
 - 県道
- 二 路線名
 - 廿日市佐伯線
- 三 道路の区域

区 間	新旧の敷地の幅員 (メートル)		延長 (メートル)	備考
	新	旧		
廿日市市津田字沖横矢四二〇一番一地从先から廿日市市津田字沖横矢四一九七番五地先まで	六九・八〇	一七・七〇	四八・八〇	拡幅

広島県告示第三百五十九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定によって、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、広島県土木部土木整備局道路河川管理室及び広島県芸北地域事務所建設局において、平成十九年四月十二日までの間、縦覧に供する。

平成十九年三月二十九日

広島県知事 藤 田 雄 山

- 一 道路の種類
 - 一般国道
- 二 路線名
 - 一九一号
- 三 道路の区域

区 間	新旧敷地の幅員 (メートル)		延長 (メートル)	備考
	新	旧		
山県郡安芸太田町大字坪野字宇佐下モ原七三九番一地从先から 山県郡安芸太田町大字坪野字宇佐下モ原七三九番一地从先まで	六・九〇〇〇	三・八〇〇〇	一・九八・〇〇	拡幅

広島県告示第三百六十号

道路法 (昭和二十七年法律第八十号) 第十八条第一項の規定によって、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、広島県土木部土木整備局道路河川管理室及び広島県東広島地域事務所建設局において、平成十九年四月十二日までの間、縦覧に供する。

平成十九年三月二十九日

広島県知事 藤 田 雄 山

一 道路の種類

二 路線名

東広島本郷忠海線

三 道路の区域

区 間	新旧敷地の幅員 (メートル)		延長 (メートル)	備考
	新	旧		
東広島市高屋町郷二一九〇番一地从先から 東広島市高屋町郷二一九〇番一地从先まで	三・三〇〇〇	二・六〇〇〇	六・五〇	拡幅

広島県告示第三百六十一号

道路法 (昭和二十七年法律第八十号) 第十八条第二項の規定によって、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、広島県土木部土木整備局道路河川管理室及び広島県広島地域事務所建設局廿日市支局において、平成十九年四月十二日までの間、縦覧に供する。

平成十九年三月二十九日

広島県知事 藤 田 雄 山

路線名	供用を開始する区間	供用を開始する日
県道廿日市佐伯線	廿日市市津田字沖横矢四二〇一番一地从先から 廿日市市津田字沖横矢四二九七番五地从先まで	平成十九年三月三十一日

広島県告示第三百六十二号

道路法 (昭和二十七年法律第八十号) 第十八条第二項の規定によって、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、広島県土木部土木整備局道路河川管理室及び広島県広島地域事務所建設局廿日市支局において、平成十九年四月十二日までの間、縦覧に供する。

平成十九年三月二十九日

広島県知事 藤 田 雄 山

路線名	供用を開始する区間	供用を開始する日
県道本多田佐伯線	廿日市市津田字沖横矢四二七番一〇地从先から 廿日市市津田字下市四三三番一地从先まで	平成十九年三月三十一日

広島県告示第三百六十三号

道路法 (昭和二十七年法律第八十号) 第十八条第二項の規定によって、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、広島県土木部土木整備局道路河川管理室及び広島県北地域事務所建設局において、平成十九年四月十二日までの間、縦覧に供する。

平成十九年三月二十九日

広島県知事 藤 田 雄 山

路線名	供用を開始する区間	供用を開始する日
一般国道一九一号	山県郡安芸太田町大字坪野字宇佐下モ原七三九番一地从先から 山県郡安芸太田町大字坪野字宇佐下モ原七三九番一地从先まで	平成十九年三月二十九日

広島県告示第三百六十四号

道路法 (昭和二十七年法律第八十号) 第十八条第二項の規定によって、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、広島県土木部土木整備局道路河川管理室及び広島県東広島地域事務所建設局において、平成十九年四月十二日までの間、縦覧に供する。

平成十九年三月二十九日

広島県知事 藤田雄山

路線名	供用を開始する区間	供用を開始する日
県道東広島本郷忠海線	東広島市高屋町郷一・二九番一地先から東広島市高屋町高屋東四一九番三八地先まで	平成十九年三月三〇日

広島県告示第三百六十五号

道路整備特別措置法（昭和三十一年法律第七号）第十七条第一項の規定によって、次のとおり広島高速道路公社が道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定による道路の区域の決定を行った。

その関係図面は、広島県土木部土木整備局道路河川管理室及び広島県広島地域事務所建設局並びに広島高速道路公社において、平成十九年四月十二日までの間、縦覧に供する。

平成十九年三月二十九日

広島県知事 藤田雄山

整理番号	道路の種類及び路線名	区間	敷地の幅員(メートル)	延長(メートル)	備考
四七三	県道府中仁保線	安芸郡府中町鶴江二丁目七八番一・二地先から安芸郡府中町鶴江二丁目七二六番九地先まで	七・〇〇〇	二二四・〇〇〇	
		安芸郡府中町鶴江一丁目七〇〇番一・二地先から安芸郡府中町大須一丁目一五五番一・二地先まで	一八・〇〇〇	一、一四六・〇〇〇	

広島県告示第三百六十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定によって、広島圏都市計画区域区分を変更した。

なお、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定によって、同法第十四条第一項に規定する図書は、広島県都市部都市事業局都市企画室において縦覧に供する。

平成十九年三月二十九日

広島県知事 藤田雄山

広島県告示第三百六十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定によって、広島圏都市計画用途地域を変更した。

なお、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定によって、同法第十四条第一項に規定する図書は、広島県都市部都市事業局都市企画室において縦覧に供する。

平成十九年三月二十九日

広島県知事 藤田雄山

広島県告示第三百六十八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定によって、平成十八年広島県告示第三百九十二号で認可した都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成十九年三月二十九日

広島県知事 藤田雄山

一 施行者の名称

大竹市

二 都市計画事業の種類及び名称

広島圏都市計画道路事業三・五・一〇七号南栄下白石線

三 事業施行期間

昭和五十九年三月二十七日から平成二十年三月三十一日まで

四 事業地

収用の部分

変更なし

使用の部分

なし

広島県告示第三百六十九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定によって、平成十八年広島県告示第三百九十三号で認可した都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成十九年三月二十九日

広島県知事 藤田雄山

一 施行者の名称

大竹市

二 都市計画事業の種類及び名称

広島圏都市計画道路事業三・五・一〇九号油見中市線

三 事業施行期間
昭和五十九年三月二十七日から平成二十年三月三十一日まで

四 事業地
収用の部分
変更なし
使用の部分
なし

広島県告示第三百七十号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定によって、平成十五年広島県告示第千百二二号で認可した上下都市計画下水道事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成十九年三月二十九日

広島県知事 藤 田 雄 山

一 施行者の名称
府中市

二 都市計画事業の種類及び名称
上下都市計画下水道事業上下公共下水道

三 事業施行期間
平成元年三月十三日から平成二十五年三月三十一日まで

四 事業地
収用の部分

府中市上下町上下字辰之口、字翁、字横林、字切田尻、字濱岩、字御神明、字下沖、字閨、字仁吾原、字陰地、字川之沖
使用の部分
府中市上下町上下字家の前、字時永、字川之沖、字陰地、字辰之口、字石崎、字御神明、字峠、字飛地屋、字極楽、字仁吾原、字閨、字田中、字道城、字平山、字翁、字下沖、字切田尻、字明剣、字横林、字濱岩、字濱田、字嵯峨、上下町深江字高原、字上高、上下町国留字船頭窮

広島県告示第三百七十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定によって、平成十五年広島県告示第千百六十六号で認可した川尻都市計画下水道事業川尻公共下水道の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成十九年三月二十九日

広島県知事 藤 田 雄 山

一 施行者の名称
呉市

二 都市計画事業の種類及び名称
川尻都市計画下水道事業川尻公共下水道

三 事業施行期間
昭和五十九年十二月二十四日から平成二十五年三月三十一日まで

四 事業地
収用の部分

呉市川尻町東一丁目、西五丁目、西六丁目、小仁方一丁目
使用の部分

呉市川尻町小用一丁目、小用二丁目、東一丁目、東二丁目、東三丁目、東四丁目、久筋一丁目、久筋二丁目、久筋三丁目、久俊一丁目、久俊二丁目、西一丁目、西二丁目、西三丁目、西四丁目、西五丁目、西六丁目、森一丁目、森二丁目、森三丁目、森四丁目、原山一丁目、小仁方一丁目

広島県告示第三百七十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定によって、平成十二年広島県告示第千百二十一号で認可した安浦都市計画下水道事業安浦公共下水道の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成十九年三月二十九日

広島県知事 藤 田 雄 山

一 施行者の名称
呉市

二 都市計画事業の種類及び名称
安浦都市計画下水道事業安浦公共下水道

三 事業施行期間
平成二十年十月四日から平成二十五年三月三十一日まで

四 事業地
収用の部分

呉市安浦町中央六丁目、中央八丁目、内海南二丁目
使用の部分

呉市安浦町三津口一丁目、三津口二丁目、三津口三丁目、三津口四丁目、中央一丁目、

1 公共埠頭計画

地区名	施設及び規模
箕沖	岸壁 水深十二メートル 一バース 二四〇メートル 埠頭用地 五ヘクタール

2 水域施設計画

地区名	施設及び規模
箕沖	泊地 水深十二メートル 二ヘクタール 航路・泊地 水深十二メートル 二十七ヘクタール

3 臨港交通施設計画

地区名	施設及び規模
箕沖	箕沖三号線 二車線

二 港湾計画の縦覧の場所

広島県空港港湾部空港港湾事業局港湾企画整備室 広島市中区基町一〇番五二号

公 告

労働関係調整法（昭和二十一年法律第二十五号）第三十七条第一項の規定によって、平成十九年三月十九日付けで広島交通労働組合執行委員長寺本博から争議行為を行う旨の通知があったので、次のとおり公告する。

平成十九年三月二十九日

広島県知事 藤 田 雄 山

一 争議行為の目的

賃金及び臨時給の引き上げ

二 争議行為の日時

平成十九年三月三十日午前零時から本件の問題解決に至るまでの期間

三 争議を行う場所

広島交通労働組合員が従事する高速仕業を除くバス路線及びその他全職場

四 争議行為の概要

あらゆる争議行為の一部又は全部を単独・若しくは併用して実施する。

労働関係調整法（昭和二十一年法律第二十五号）第三十七条第一項の規定によって、平成十九年三月二十日付けで広島県厚生連労働組合執行委員長大江美継から争議行為を行う旨の通知があったので、次のとおり公告する。

平成十九年三月二十九日

広島県知事 藤 田 雄 山

一 争議行為の目的

賃金の引き上げ及びその他の労働条件の改善

二 争議行為の日時

平成十九年三月三十一日午前零時から本件の問題解決に至るまでの期間

三 争議を行う場所

広島県厚生農業協同組合連合会尾道総合病院及び府中総合病院において、広島県厚生連労働組合尾道支部及び府中支部の組合員が従事する全職場

四 争議行為の概要

あらゆる形の争議行為を行う。

労働関係調整法（昭和二十一年法律第二十五号）第三十七条第一項の規定によって、平成十九年三月二十日付けで吉田病院労働組合執行委員長箕岡智から争議行為を行う旨の通知があったので、次のとおり公告する。

平成十九年三月二十九日

広島県知事 藤 田 雄 山

一 争議行為の目的

賃金の引き上げ及びその他の労働条件の改善

二 争議行為の日時

平成十九年三月三十一日午前零時から本件の問題解決に至るまでの期間

三 争議を行う場所

広島県厚生農業協同組合連合会吉田総合病院において、吉田病院労働組合の組合員が従事する全職場

四 争議行為の概要

あらゆる形の争議行為を行う。

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項の規定によって、大規模小売店舗の所在地の属する市から意見が提出された。

平成十九年三月二十九日

一 大規模小売店舗の名称及び所在地
 1 名称
 万惣八本松店
 2 所在地
 東広島市八本松町米満一一八番一四号

二 提出された意見の概要
 なし

三 提出された意見の縦覧場所、縦覧期間及び縦覧できる時間帯

1 縦覧場所

広島県商工労働部産業振興局地域産業振興室（広島市中区基町一〇番五二号）
 東広島市産業部商業観光課（東広島市西条上市町七番四二号）

2 縦覧期間

平成十九年三月二十九日から平成十九年五月一日まで。ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）に規定する休日を除く。

3 縦覧のできる時間帯

午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時まで

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項の規定によって、大規模小売店舗の所在地の属する市から意見が提出された。
 平成十九年三月二十九日

広島県知事 藤 田 雄 山

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

1 名称

中越ブラザビル

2 所在地

東広島市西条町大字御園宇字折居七〇〇 四

二 提出された意見の概要

なし

三 提出された意見の縦覧場所、縦覧期間及び縦覧できる時間帯

1 縦覧場所

広島県商工労働部産業振興局地域産業振興室（広島市中区基町一〇番五二号）
 東広島市産業部商業観光課（東広島市西条上市町七番四二号）

2 縦覧期間

平成十九年三月二十九日から平成十九年五月一日まで。ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）に規定する休日を除く。

3 縦覧のできる時間帯

午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時まで

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項の規定によって、大規模小売店舗の所在地の属する市から意見が提出された。
 平成十九年三月二十九日

広島県知事 藤 田 雄 山

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

1 名称

マックスバリュ西条西店

2 所在地

東広島市西条町寺家三七九一番地一

二 提出された意見の概要

なし

三 提出された意見の縦覧場所、縦覧期間及び縦覧できる時間帯

1 縦覧場所

広島県商工労働部産業振興局地域産業振興室（広島市中区基町一〇番五二号）
 東広島市産業部商業観光課（東広島市西条上市町七番四二号）

2 縦覧期間

平成十九年三月二十九日から平成十九年五月一日まで。ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）に規定する休日を除く。

3 縦覧のできる時間帯

午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時まで

土地区画整理法（昭和二十九年法律第九十九号）第十三条第一項の規定によって、尾道市高須第一農住組合土地区画整理事業の終了を認可した。
 平成十九年三月二十九日

広島県知事 藤 田 雄 山

一 土地区画整理事業の名称

尾道市高須第一農住組合土地区画整理事業

二 施行者の名称

尾道市高須第一農住組合

三	事業施行期間 平成十五年十一月二十日から平成十九年三月三十一日まで		
四	施行地区 尾道市高須町字那賀田の一部		
五	施行認可の年月日 平成十五年十一月二十日		
六	終了認可の年月日 平成十九年三月二十九日		
	土地区画整理法(昭和二十九年法律第百十九号)第三十九条第一項の規定によって、次のとおり尾道市平原土地区画整理組合の事業計画の変更を認可した。 平成十九年三月二十九日	広島県知事	藤田雄山
一	組合の名称 尾道市平原土地区画整理組合		
二	事業施行期間 平成五年二月十二日から平成二十二年三月三十一日まで		
三	施行地区 尾道市吉和町字瀬山及び字畑之堂の各全部、吉和町字五反田、字菫蒲迫、字平原、字上平原、門田町、神田町、吉浦町、日比崎町、手崎町、栗原町字池之迫及び字大久保の各一部		
四	事務所の所在地 尾道市平原四丁目二番八五号		
五	設立認可の年月日 平成五年二月十二日		
六	変更認可の年月日 平成十九年三月二十九日		
	土地区画整理法(昭和二十九年法律第百十九号)第三十九条第一項の規定によって、次のとおり千代田町川井地区土地区画整理組合の事業計画の変更を認可した。 平成十九年三月二十九日	広島県知事	藤田雄山
一	組合の名称 千代田町川井地区土地区画整理組合		

二	事業施行期間 変更前 平成三年十一月七日から平成十九年三月三十一日まで 変更後 平成三年十一月七日から平成二十四年三月三十一日まで		
三	施行地区 変更前 山県郡千代田町大字川井字堤迫、字四通、字鍛冶屋田、字段原及び山県郡千代田町大字新氏神の各一部 変更後 山県郡北広島町川井字堤迫、字四通、字鍛冶屋田、字段原及び山県郡北広島町新氏神の各一部		
四	事務所の所在地 広島市中区十日市町二丁目一番九号		
五	設立認可の年月日 平成三年十一月七日		
六	変更認可の年月日 平成十九年三月二十九日		
	都市再開発法(昭和四十四年法律第三十八号)第七条の九第一項の規定によって、第一種市街地再開発事業の施行を次のとおり認可した。 平成十九年三月二十九日	広島県知事	藤田雄山
一	第一種市街地再開発事業の名称 若草町地区第一種市街地再開発事業		
二	施行者の名称 広島若草都市開発合同会社		
三	事務所の所在地 広島市西区打越町一四番十号		
四	事業施行期間 平成十九年三月二十九日から平成二十二年三月三十一日まで		
五	施行地区 広島市東区若草町一一四一、一一四二、一一四三、一一四四、一一四五、一一五六、一六九〇、一六一五、一六九二、一一二二、一一二二、一六九五、一六九六及び一一二三、広島市南区松原町一一八五 六並びに広島市南区松原町字五ノ割六七九 一四以上十四筆の各全部		
	広島市東区若草町一六〇八、一六九三、一六〇九、一六九一及び一六九四、広島市東区二葉の里三丁目八一並びに広島市南区松原町一一八二以上七筆の各一部		

六 施行認可の年月日

平成十九年三月二十九日

七 施行者の住所

東京都千代田区丸の内三丁目一番一号東京共同会計事務所内

八 事業年度

毎年四月一日から翌年三月三十一日まで

なお、最初の事業年度は、平成十九年三月二十九日から平成二十年三月三十一日までとする。

九 公告の方法

前記二に掲げる施行者が、適当と認める場所に掲示して行う。

十 権利変換を希望しない旨の申出をすることができる期限

平成十九年四月二十七日

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第九項において準用する同法第十一条第一項の規定によつて、次の土地改良事業の施行を平成十九年三月二十二日認可した。なお、この認可について不服がある者は、認可があつたことを知つた日の翌日から起算して六か月以内に、広島県を被告として、この認可の取消しを求める訴えを提起することができる。

平成十九年三月二十九日
広島県福山地域事務所長 旗 手 清 文

事業主体	地区名	事業名
福山市土地改良区	江良	農業用排水施設整備事業
福山市土地改良区	矢部	ため池等整備事業
福山市土地改良区	篠原	ため池等整備事業

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定によつて、次の土地改良事業の施行を平成十九年三月二十二日同意した。

なお、この同意について不服がある者は、同意があつたことを知つた日の翌日から起算して六か月以内に、広島県を被告として、この同意の取消しを求める訴えを提起することができる。

平成十九年三月二十九日

広島県福山地域事務所長 旗 手 清 文

事業主体	地区名	事業名
福山市	本谷新	ため池等整備事業
福山市	宮池	ため池等整備事業
福山市	丁中池	ため池等整備事業
福山市	宮地大池	ため池等整備事業
福山市	八尋	暗渠排水等整備事業
福山市	丁谷水路	農業用排水施設整備事業
福山市	唐橋水路	農業用排水施設整備事業
福山市	唐熊水路	農業用排水施設整備事業
福山市	箱田大西町水路	農業用排水施設整備事業
福山市	箱田農道	農業用道路整備事業
福山市	門田農道	農業用道路整備事業
福山市	宮地	区画整理事業

公安委員会告示

広島県公安委員会告示第28号

次の遊技機は、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和60年国家公安委員会規則第4号。以下「規則」という。）第6条に定める技術上の規格に適合していると認めると、規則第9条第1項の規定により告示する。

平成19年 3 月29日

広島県公安委員会
委員長 高 須 同 登

検定番号	検定の有効期間	遊技機の種類	型式名	申請者名（住所）	製造業者名（住所）
7S0039	告示の日（平成19年3月29日）から3年間	回胴式遊技機	モーニング娘。S	株式会社ビジネスイイク田久治 （東京都渋谷区渋谷三丁目29番10号）	左 同
7P0127	同 上	ぱちんこ遊技機	CRAFTER	同 上	左 同
7P0120	同 上	同 上	CRTウーティン	同 上	左 同
7P0092	同 上	同 上	CRTウーティン	同 上	左 同

公安委員会公告

広島県公安委員会公告第40号
 道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第99条の2第4項第1号イ及び第99条の3第4項第1号イの規定による審査を実施するので、技能検定員審査等に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第3号。以下「規則」という。）第2条及び第10条第2項の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成19年3月29日

広島県公安委員会
 委員長 高 須 司 登

- 1 審査の種類
 技能検定員・教習指導員審査（大型二種・普通二種）
- 2 審査の期日
 平成19年5月1日
- 3 審査の場所
 広島市佐伯区石内南三丁目1番1号
 広島県運転免許センター

- 4 審査対象者
 法第99条の2第4項第2号及び第99条の3第4項第2号の規定に係る者
- 5 審査の方法
 規則第4条及び第12条に規定する方法により実施
- 6 審査の申請手続等

(1) 申請に必要な書類

ア 技能検定員審査申請書又は教習指導員審査申請書（写真及び審査手数料貼付のもの）

1通

イ 審査手数料計算表

1通

ウ 自動車運転免許証の写し

1通

エ 履歴書

1通

オ 運転記録証明書

1通

カ 住民票（本籍記載のもの）

1通

キ 技能検定員資格者証又は教習指導員資格者証を有している者はその写し

(2) 申請書等の提出先

広島県警察本部交通部運転教育課長

(3) 申請書等の提出期限

平成19年4月24日

正

誤

平成十九年二月八日付け広島県報（定期）第十号に掲載の広島県告示第四二一七号（道路の区域（線）の表の一添を次のとおり訂正す。

土木部土木整備局道路河川管理課

ページ	誤	正
三	区間の欄の後ろから一	矢ノ原一四〇八番六
		合ノ峠二五五二番一



広島県報

定期第24号
付 録

発行者 広 島 県
発行所 広島県総務部
総務管理局文書法制室
購読料 月額 2,700円

平成十九年 二月分目録

定期 (第八号から
第十五号まで)
号外 (第十三号から
第二十二号まで)

頁	日	号外	ページ
〇 規 則			
二 広島県屋外広告物条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則	五		一
三 広島県立もみのき森林公園管理規則及び広島県立中央森林公園管理規則の一部を改正する規則	八		一
四 住民基本台帳法施行細則の一部を改正する規則	三		一
五 広島県環境影響評価に関する条例施行規則の一部を改正する規則	三	22	一
〇 告 示			
一 農業振興地域の区域の変更	一		一
二 農業振興地域の指定の解除	一		一
三 〃	一		一
四 〃	一		一
五 漁業災害補償法に基づく加入区の変更(漁獲共済)	一		一
六 解除予定保安林	一		一
七 許可をすべき皆伐面積の限度	一		一
八 土地収用法の規定による事業の認定	三		一
九 道路の区域変更	五		一
一〇 〃	六		一
一一 道路の供用開始	三		一
一二 〃	三		一
一三 河川敷地等の公用廃止	一		一
一四 定例県議会の招集	二		一
一五 特定鳥獣保護管理計画の策定に係る公聴会の開催	五	13	一
一六 〃	五		一
一七 〃	五		一
一八 救急病院等の協力申出の撤回及び救急病院等の認定	二		一
一九 保安林予定森林	二		一
二〇 解除予定保安林にする旨の通知	三		一
二一 〃	三		一
二二 〃	三		一
二三 解除予定保安林	三		一
二四 公共測量の実施	三		一
二五 〃	三		一
二六 公共測量の終了	三		一
二七 道路の供用開始	三		一
二八 〃	三		一
二九 公有水面埋立ての竣功の認可	三	15	一
三〇 〃	三		一
三一 〃	三		一
三二 新たに生じた土地の確認及び町の区域の変更	三		一
三三 狂犬病予防技術員の指定	三		一
三四 訪問介護に係る指定居宅サービス事業者の指定の取消し	三		一
三五 換地計画に伴う町及び字の区域の変更	三		一
三六 道路の区域変更	三		一
三七 〃	三		一
三八 二級河川羽原川水系河川整備基本方針の策定	三		一
三九 広域連合の設立の許可	三		一
四〇 広島県後期高齢者医療広域連合と広島県との間の公平委員会の事務の委託に関する規約	三		一
四一 瀬戸内海環境保全特別措置法の規定による特定施設の構造等変更許可申請の概要	三		一
四二 漁業災害補償法の規定による漁獲共済義務加入申込みに対する同意	三		一
四三 漁港漁場整備法の規定による指定物件の放置等禁止区域の指定	三		一
四四 漁港漁場整備法の規定による指定物件の放置等禁止区域の指定の変更	三		一
四五 保安林の指定	三		一
四六 保安林の指定の解除	三		一
四七 土地収用法の規定による事業の認定	三		一
四八 道路の区域変更	三		一
四九 〃	三		一
五〇 〃	三		一
五一 〃	三		一
五二 〃	三		一
五三 〃	三		一
五四 〃	三		一
五五 〃	三		一

